

# 私立学校法改正・寄附行為作成に かかる説明会

# 東京都版寄附行為作成例（暫定版）について

- (1) 私立学校法改正に伴う寄附行為変更について
- (2) 都版の寄附行為作成例（暫定版）について

寄附行為の主な変更点・考え方

(1) 理事・評議員

① 兼職禁止及び定数変更 (令和7年度の定時評議員会終結時※ 以降から対応)

ア) 理事と評議員の兼職が禁止に。

現在兼職している理事(評議員)で任期が※以降であれば、どちらか一方とする必要がある。

イ) 理事 < 評議員となるように、定数を寄附行為で定める。

…上記ア)の兼職解消もふまえて、定数を変える必要がある。

② 特別利害関係者の就任制限 (令和7年度の定時評議員会終結時以降から対応)

ア) 理事の数

…条件1: 1人の理事につき、特別利害関係にあつてよい理事は1人まで(2人以上は×)。【従来から】

条件2: 特別利害関係者の数は、理事総数の1/3まで 【改正点】

⇒ 条件1及び条件2をどちらも満たす必要がある。

例: 理事総数が5名で理事2名(夫妻とも理事等)の学校法人は、理事総数の見直しを図るなどの対応を要する。(理事総数を6名以上にすることで、2名とも理事として継続可能。)

イ) 評議員の数

…1人の理事につき、  
…1人の監事につき、  
…1人の評議員につき、

特別利害関係者である評議員は2人まで  
(経過措置終了後は1人まで)

## 寄附行為の主な変更点・考え方(続き)

### ウ) 評議員総数にしめる特別利害関係者の数

… i) + ii) の合計は総数の1/3まで。(経過措置終了後は1/6まで。)

i) 役員又は他の評議員と特別利害関係にある者の数    ii) 子法人役員・職員(使用される者)

### ③ 任期の考え方【役員(理事・監事)・評議員共通】

任期の始期:(通常のサイクルであれば)選任後の定時評議員会終結時から

任期の終期:選任後○年以内に終了する最終会計年度に関する定時評議員会終結時まで

寄附行為ではこの期間を定めます。なお、理事(上限4年) ≤ 監事・評議員(上限6年)となるように。

※ 施行日(令和7年4月1日)時点で在任している役員・評議員

・令和7年度の定時評議員会(※)以前に任期が終わる場合…寄附行為に規定することで※の終結時まで任期を伸長可能。

・施行日時点で在任している役員・評議員で、任期の終わりが※より後となっている場合には、経過措置の取扱いにより、

(ア)規定されている任期満了日 (イ)令和9年度の定時評議員会終結時 のどちらか早いほうまで在任可能

### ④ 評議員会の運営方法(招集、開催)

例)・評議員会の議長

…兼職禁止により、理事長又は理事を議長としていた学校法人等は注意

(⇔理事長は、評議員会への出席義務はあり)。

### (2) 理事選任機関

…学校法人内に、理事を選任・解任する機関を新たに設ける必要あり。(令和7年4月1日から)

既存の機関(理事会・評議員会等)を充てることも可能だが、寄附行為に規定することが必要。

※ 寄附行為に規定する充て職理事(例:校長)が(形式上は)なくなる。

(注)これまでどおり校長理事は必要

### (3) 監事

- …選任・解任を評議員会が行うようになり、また、子法人の役員及び職員との兼職が禁止になる。  
(ただし、子法人の監事、監査役等との兼職はOK)

### (4) 定時評議員会

- …毎年度4月から6月までの一定の時期に開催する必要がある評議員会(※)。  
理事会の承認を受けた計算書類・事業報告書の報告及び意見聴取を行う。  
また、役員・評議員の任期の始期・終期及び法の経過措置の始期・終期となる。

※ただし、定時評議員会の報告後の決算書類等の都への提出期限は現在と変わらず原則6月上旬とする予定です。提出期限に間に合う形での開催をお願いします。

### 最後に・・・

改正私立学校法は、私立学校を設置する全ての学校法人及び準学校法人が対象であり、令和7年4月1日より施行されます。これから説明する東京都版の寄附行為作成例(暫定版)または文部科学省の寄附行為作成例(文部科学大臣所轄学校法人向け。後述)等を参考に、各学校法人の運営体制を検討していただき、改正法への対応を進めていただきますようお願いします。

## ～都版の寄附行為作成例(暫定版)について～

### 提示にあたって

・全ての都知事所轄の学校法人(準学校法人を含む)が、改正法の施行(令和7年4月1日施行)に向けて、令和6年度中(※)に、運営体制の整備及び寄附行為変更の手続をしていただく必要があります。

・都版の作成例(暫定版)とその解説動画は、文部科学省(以下「文科省」といいます。)が提示する寄附行為作成例をベースにしつつ、都知事所轄学校法人の規模や学種が様々であること等を考慮し、私立学校法の改正内容の理解の一助となるよう、また寄附行為変更が無理なく取り組めるよう、都知事所轄学校法人のうち、一定規模以上の法人(次ページで説明。以下「大臣所轄学校法人等」といいます。)に該当しない学校法人向けに作成したものです。

・動画の視聴にあたっては、文科省作成の資料(「私立学校法の改正について」。以下説明中で「国資料」といいます。)を必要に応じて、ご参照ください。動画内で引用することがあります。

・都版の作成例は、今後の文科省による政省令公布・告示等を受けた後、各学種別に確定版として通知する予定です。確定版の通知以降に寄附行為変更の手続を開始してください。

また、本説明資料等の改正や修正がある場合には私学部HPにて掲載いたします。

※ 変更に係る申請受付期間は別途通知します。(令和6年度に設定予定)

# 大臣所轄学校法人等とは

(1)改正後の私立学校法で、「大臣所轄学校法人等」となる学校法人とは？

- ・文部科学大臣が所轄する学校法人(私立大学及び私立高等専門学校を設置)
- ・**都知事所轄学校法人のうち、以下の基準1・基準2をどちらも満たす法人** が該当します。

基準1) 各年度の事業活動収入10億円又は負債20億円以上

基準2) 3以上の都道府県において学校教育活動を行っている

…今後政令により規定される予定

都知事所轄の学校法人のうち、大臣所轄学校法人等に該当する場合には改正後の私立学校法(以下「法」といいます。)第4章(第143条～第151条)の各規定に対応する必要があり、文科省寄附行為作成例を参考に寄附行為変更を行うこととなります。

(2)上記基準1・基準2はいつの時点で判断するのでしょうか？

【参考】大臣所轄学校法人等となる判定時点等の整理

	基準の判定時点	法の規定が適用されるタイミング
基準1	前年度決算の収入額又は負債額で判定	翌年度の定時評議員会終結時から
基準2	基準を満たす学校等設置の時点	設置の時点から(ただし、会計監査人・外部理事については以降最初の定時評議員会終結時までに対応)

例1:上記基準2のみを満たしていたが、令和6年度決算で上記基準1を満たすこととなった場合

⇒令和7年度の定時評議員会の終結時点から、法の規定に対応します。

例2:上記基準1のみ満たしてきたが、令和8年4月1日から上記基準2を満たす場合

⇒令和8年4月1日から、法の規定に対応します。

都知事所轄の学校法人は、どちらに該当するのかを確認してから準備を進めてください。

・大臣所轄学校法人等 →文部科学省の「学校法人寄附行為作成例」(文部科学大臣所轄学校法人向け)  
(令和5年8月23日改正版)

・上記に該当しない全ての学校法人 →都版の寄附行為作成例(暫定版) を参考にしてください。

# 東京都版寄附行為作成例(暫定版)

## 〔解説〕

第1章～第3章  
(第1条～第7条)

## はじめに 【寄附行為とは】

- ・私立学校法では、学校法人が設立をする際には、その目的等を定めた寄附行為を作成し、所轄庁（東京都知事）の認可を受けることとなっています。
- ・規定した内容に変更が生じる場合には、都度所轄庁に変更認可(※)を受ける必要があります。

※ 一部、届出で足りる場合もあります。

### 《参考》寄附行為に規定しなければならない事項(改正後の私立学校法の第23条)

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その設置する私立学校の名称及び学科等
- (4) 事務所の所在地
- (5) 理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定方法その他理事に関する事項
- (6) 理事会の招集その他理事会に関する事項
- (7) 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項
- (8) 評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項
- (9) 評議員会の招集その他評議員会に関する事項
- (10) 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項
- (11) 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項
- (12) 資産及び会計に関する事項
- (13) 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項
- (14) 解散に関する事項
- (15) 寄附行為の変更に関する事項
- (16) 公告の方法

《参考》資料中では以下のような読み替え・表記を行っています。

表記	読み替えの内容
法	改正後の私立学校法（令和7年4月1日施行のもの）
都知事所轄学校法人	（準学校法人も含めた表記です。）
大臣所轄学校法人等	（都知事所轄学校法人の一定規模以上の法人を含みます。）
国資料Op	文部科学省の「私立学校法の改正について」説明資料〇ページ
文科省	文部科学省
特別利害関係者	特別利害関係を有する者
学校法人寄附行為作成例	文部科学省作成：大臣所轄学校法人等向けの寄附行為作成例 「学校法人寄附行為作成例（令和5年8月23日大学設置・学校法人審議会（学校法人分科会）決定）」

## 第1章 総則(第1条及び第2条)

### 学校法人〇〇学園寄附行為

(名称)

第1条 この法人は、学校法人〇〇と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都〇〇区(市)〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

【・従たる事務所を置く場合には、以下の規定を設けること。

2 前項のほか、従たる事務所を東京都〇〇区(市)〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。】

### 作成のポイント

・私立学校法改正に伴う、寄附行為作成例の第1章(第1条・第2条)の変更はありませんので本部分については変更の必要はありません。

## 第2章 目的及び事業(第3条及び第5条まで)

### (目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

### (設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 〇〇高等学校 全日制課程 〇〇科  
定時制課程 〇〇科  
通信制課程 (広域)〇〇科
- (2) 〇〇中学校
- (3) 〇〇小学校
- (4) 〇〇幼稚園
- (5) 〇〇専修学校 〇〇高等課程 〇〇専門課程
- (6) 〇〇各種学校
- (7) 〇〇認定こども園

・専修学校は、課程まで記載すること。

### (収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 〇〇業
- (2) 〇〇業

(注) 第5条は、収益事業を行っている学校法人が規定しなければならない内容です。  
収益事業を行っていない学校法人は、この第5条は設けずに、標準寄附行為作成例の第6条を第5条として、以降、順次、条を繰り上げてください。

### 作成のポイント

- ・私立学校法改正に伴う、寄附行為作成例の第2章の変更はありませんので、本部分については変更の必要はありません。

(役員及び評議員の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事〇〇名
- (2) 監事 〇名

2 この法人に、評議員〇〇名を置く。

学校法人に会計監査人を置く場合には、見出しを(役員、評議員及び会計監査人の設置)として、第2項の後に第3項を以下のように規定する。

3 この法人に、会計監査人〇名を置く。

作成のポイント

(1) 法改正により、理事と評議員の兼職が禁止になります。(法第31条第3項)

…これまで理事と評議員とは兼職可能(少なくとも1名は兼任が必要)でしたが、改正後は兼職が禁止になることから評議員を兼職している理事は、令和7年度の定時評議員会終結時までに、  
i) 理事のみ ii) 評議員のみ のいずれかを定める必要があります。

(2) 評議員の定数が変わります。(法第18条第3項)

【改正前】 理事は5名以上、  
評議員は理事の2倍を超える人数

理事	評議員
5人	11人以上
6人	13人 //
7人	15人 //
8人	17人 //

【改正後】 理事は5名以上、  
評議員は理事を超える人数

理事	評議員
5人	6人以上
6人	7人 //
7人	8人 //
8人	9人 //

法では5名以上ですが…

租税特別措置法第40条にもとづく、譲渡所得非課税措置を受けようとする学校法人は、理事が6名以上必要となる見込です。

- ・ 前年度決算報告を行う評議員会
- ・ 4月から6月までに開催すること

兼職可能

### 第3章 機関の設置

(3) 理事・監事・評議員について、構成の要件が変わります。(国資料29p～33p参考)

上記(1)の兼職禁止に加えて、

① 監事は、子法人の役員・職員との兼業が、不可になりました。(法第46条第2項。従来は不問)

※ 国資料29p 「各機関の兼職の禁止」参照

② 各機関内部の親族等の就任制限が、規定されました。

※ 国資料30p 「学校法人における親族等の特殊の関係のある者」参照

【参考】国資料29p

【参考】国資料30p

#### 各機関の兼職の禁止

学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係 (現行法)

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		×	○	—	○	○
監事	×		×	—	×	○
評議員	○	×		—	○	○
会計監査人	—	—	—		—	—
法人職員	○	×	○	—		○
子法人の役員・職員	○	○	○	—	○	

学校法人の役員・評議員・会計監査人・職員との兼職関係 (改正後)

	理事	監事	評議員	会計監査人	法人職員	子法人の役員・職員
理事		×	×	×	○	○
監事	×		×	×	×	△(監事は可)
評議員	×	×		×	△(上限あり)	△(上限あり)
会計監査人	×	×	×		×	×
法人職員	○	×	△(上限あり)	×		○
子法人の役員・職員	○	△(監事は可)	△(上限あり)	×	○	

※校長(学長及び園長を含む)は必須 29

#### 学校法人における親族等の特殊の関係のある者

学校法人における親族等の特殊の関係のある者の就任関係 (改正後)

	理事に	監事に	評議員に
理事親族等は	○ ※一人かつ1/3まで	×	○ ※一人かつ1/6まで
監事親族等は	×	×	○ ※一人かつ1/6まで
評議員親族等は	○	○	○ ※一人かつ1/6まで

役員親族者

- ：監視される者の関係者が、監視者側に含まれないための規制  
※監事と評議員との関係は、監事の人事権を評議員会が持つため、評議員を監視者側と想定しているが、評議員は監事の監査対象でもある。
- ：同じ属性の者で多数派を占めないための規制

### 第3章 機関の設置

【参考】各機関における親族等（＝特別利害関係を有する者）の就任制限

例	就任の規制
理事親族等は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事又は評議員になれます。</li> <li>・監事になれません。</li> </ul>
監事親族等は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事にも監事にもなれません。</li> <li>・評議員になれます。</li> </ul>
評議員親族等は	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事、監事又は評議員になれます。</li> </ul>

特別利害関係とは…

配偶者又は三親等以内の親族のほか、事実上の婚姻関係、使用人及びその配偶者、金銭等により生計を維持している者及びその配偶者等があります。（省令で規定される予定）

#### 各機関内での同じ属性人数の規制（理事会）

理事会	条件① 理事と特別利害関係にある者は1名まで（法第31条第6項） 条件② <u>特別利害関係を有する者の数は、理事総数の3分の1まで（〃第7項）</u>	<b>条件①②とも満たす必要があります。</b>
-----	---	--------------------------

【条件②特別利害関係を有する理事の数の制限】

理事総数	特別利害関係を有する理事の数
5名	なし
6～8名	2名までOK
9～11名	3名まで〃
12～14名	4名まで〃

【注意を要する例】

・理事総数5名で、うち2名の理事が特別利害関係にある学校法人の例  
理事Aと理事B(Aの配偶者)

⇒令和7年度の定時評議員会終結時まではOKですが、以降は上記条件②を満たさないことから、理事総数が5名のままであれば、理事A・Bのどちらかが理事をやめる必要があります。

⇒この場合、学校法人の寄附行為で規定する理事総数を6名以上にすることで、令和7年度の定時評議員会終結時以降も、理事A・理事Bともに理事を続けることができます。

【特別利害関係にある者の数え方(参考)】

- ①理事Aと理事B(理事Aの配偶者)⇒2人
- ②理事Aと理事B(理事A配偶者)、理事C(理事A娘)⇒3人
- ③特別利害関係にある2組4名の理事(各組間の特別利害関係なし)…上記①の理事A・理事B、理事Dと理事E(理事Dの息子)⇒4人

### 第3章 機関の設置

【参考:続き】各機関における親族等(=特別利害関係を有する者)の就任制限

各機関内での同じ属性人数の規制 (評議員会)	
評議員会 (経過措置あり。条件①～③)	<p>条件① 理事及び監事は、2人以上(※1)の評議員と特別利害関係を有してはならない</p> <p>条件② 評議員は、他の2人以上(※2)の評議員と特別利害関係を有してはならない</p> <p>条件③ 条件①及び②で特別利害関係者となる評議員(ア)、子法人役員または子法人に使用される者である評議員(イ)の人数の合計(ア+イ)が6分の1(経過措置期間中は3分の1)を超えない</p> <p><b>条件①②③とも満たす必要があります。</b></p> <p>(※1)(※2)ともに、経過措置期間中は3人以上</p>

- ・大臣所轄学校法人等は、令和8年度の定時評議員会終結時まで
- ・その他の学校法人は、令和9年度の定時評議員会終結時まで

【参考】国資料32p(その他の学校法人は、令和9年度の定時評議員会まで)

【参考】国資料33p(その他の学校法人は、令和9年度の定時評議員会終結時以降)

#### 評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ (経過措置期間中)

理事(監事)は、3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない

評議員は、他の3人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない

理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/3を超えてはならない

#### 評議員の特別利害関係者に関する制限のイメージ (経過措置期間後)

理事(監事)は、2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない

評議員は、他の2人以上の評議員と特別利害関係を有してはならない

理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する評議員、子法人役員、子法人に使用される者である評議員の数は、評議員の総数の1/6を超えてはならない

### 第3章 機関の設置

#### (4) 寄附行為での定数の設定についての注意点

Q1: 定数を「〇名～〇名」と幅を持たせる形で規定することは可能でしょうか。

A1: 上記のように定数に幅を持たせることは可能です。ただ、常に理事人数<評議員人数となる必要があるため(法第18条第2項)、以下例のように評議員の下限が理事の上限の定数を下回る場合には、以下のように第3項を追加して規定してください。

追加する規定 「3 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。」

例: 理事5～10名、評議員6～11名

(理事(7名)>評議員(6名)などになってしまう可能性がある。)

#### (5) 会計監査人を置く必要のある学校法人があります。(法第144条1項)

##### ① 会計監査人とは？

【職務内容】法改正により、初めて設置される役職であり、

学校法人の計算書類等を監査し、会計監査報告を監事及び理事会に提出。

【どんな人】公認会計士か監査法人。評議員会の決議によって選任・解任される。

##### ② 対象となる学校法人とは？

「大臣所轄学校法人等」は、会計監査人を置く必要があります。

それ以外の学校法人では、会計監査人の設置は義務づけられていません。

#### (理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、〇〇とする。

2 理事選任機関の構成員は、〇〇とする。

：  
：  
：

全ての学校法人が、「理事選任機関」をどのような機関とするかを、決定する必要があります。それにより第7条の記載が異なります。

#### 作成のポイント(共通)

(1) 理事選任方法が変更され、全ての理事が理事選任機関により選任されることとなります。  
(=理事の選任・解任を行う機関)

【改正前】 寄附行為で規定。

##### 〈記載例〉

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 〇〇高等学校の校長
- (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 〇人
- (3) 学識経験者(校長又は評議員である者を除く。)のうち、理事会において選任した者 〇人

【改正後】 学校法人が寄附行為で定めた「理事選任機関」が理事の選任・解任を行います。

##### 〈理事選任機関の例〉

- ・理事会
- ・理事会、評議員会及び第三者機関(別に規程を作成することも可能)。
- ・評議員会
- ・第三者機関による選考委員会
- …等

【注1】 理事の選任・解任の方法は寄附行為に規定します。

【注2】 理事選任機関は理事選任の前に評議員会の意見を聞く必要があります。

関連Q : 当学校法人は一つの学校のみ設置で、校長は一人であり、寄附行為に規定するだけで足りるように思えます。校長理事について選任が必要なのでしょうか？

A: 校長の理事についても、理事選任機関によって理事として選任されることが必要です。寄附行為への記載のみで(選任行為なしで)理事になることはありません。

- ・理事選任機関は法施行後の令和7年4月1日から設置することとなります。  
(通常、「令和7年度の定時評議員会終結時以降から着任する理事」の選出を行います。)  
…以降、理事の選任・解任の必要があることに、理事選任機関の会議(理事選任)が開催されます。

(2) 理事選任機関の構成及び運営、招集方法等については、寄附行為に必ず規定する  
必要があります。(法第29条)

(記載例1: 理事会を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。

3 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

4 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

5 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

#### 作成のポイント(理事選任機関を理事会とする場合)

(1) 上記の記載例が、理事会を理事選任機関とする場合の記載例になります。

(2) 理事選任機関(理事会)で理事を選任する前に、評議員会を開催して、評議員会の意見を聞いておく必要があります(法第30条2項)

関連Q : 評議員会に事前に意見を聞いたところ、理事選任機関(理事会)の選任した理事候補に対して否認する意見が出た。この場合にはどうなるのか?

A: 法改正の趣旨を踏まえると、評議員会の意見を尊重し、評議員会に対して修正案の提示や再度丁寧な説明を行うなどの対応がのぞましいです。一方で、評議員会の意見それ自体に法的拘束力はないため、理事選任機関が当初案のまま選任を進めることも可能ではあります。

(記載例2:理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 外部理事選任委員会

2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事会 全ての理事
- (2) 評議員会 全ての評議員
- (3) 外部理事選任委員会 学外有識者〇名

3 外部理事選任委員会の構成員は、理事選任機関選考委員会の決議によって選任する。

4 外部理事選任委員会の構成員の任期は、〇年とする。

5 外部理事選任委員会は、外部理事選任委員会の決議によって定められた者が招集する。

6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない

8 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(記載例2の続き)

- 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(理事選任機関が理事会又は評議員会である場合にあつては、理事長をいい、外部理事選任委員会にあつては、第5項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 10 外部理事選任委員会の議長は、出席した構成員の互選によって定める。
- 11 外部理事選任委員会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、その内容には次に掲げる事項を記載する。
- (1)開催日時及び場所
  - (2)議事の経過の要領及びその結果
  - (3)出席した構成員の氏名
  - (4)議長の氏名
  - (5)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(記載例3:評議員会を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

### 作成のポイント(理事選任機関を評議員会とする場合)

(1) 上記の記載例が、評議員会を理事選任機関とする場合の記載例になります。

関連Q:評議員全員ではなく、評議員のうち数名を理事選任機関とすることはできますか？

A:できます。ただし、その場合の理事選任機関は評議員会とはならないため、次ページ以降にある記載例4などを参考に規定を作成してください。また、その場合には理事選任機関は評議員会の意見をあらかじめ聞く必要があります。

#### 作成のポイント(理事選任機関を理事会、評議員会及び第三者機関とする場合)

##### (1) 上記は、理事選任機関を3つ設ける場合

(理事会・評議員会・外部有識者等で構成される機関を設置)の記載例になります。

- ・上記のように、理事選任機関は複数設けることが可能です。
- …それぞれの理事(例:外部理事、校長理事、それ以外の理事)を選ぶために複数の選任機関を設置することができます。

上記例の場合には、理事会及び評議員会については運営方法が既に決まっていますが、外部有識者等で構成される機関を設置するため、その運営方法等を寄附行為で定める必要があります。

##### 〈寄附行為で規定する事項〉

既存の機関以外の理事選任機関となる機関(名称)について

- ・構成員の選任方法、任期、招集権者
- ・理事選任の際にあらかじめ評議員会の意見を聞くこと及び評議員会の意見を十分に参酌すること
- ・決議の方法(出席者数、決議に必要な人数)
- ・監事又は評議員会の求めに応じて理事選任機関が招集されること(法第33条2項・第52条3項)
- ・議事録、報酬その他運営に関し必要な事項

(記載例4:独立した理事選任機関を置く場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事〇名、評議員〇名、学外有識者〇名とする。

2 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考委員会の決議によって選任する。

3 理事選任機関の構成員の任期は、〇年とする。

4 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。

5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。

7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者(第4項に規定する者をいう。以下この条及び第29条第1項第5号において同じ。)に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。

9 理事選任機関の議長は、出席した構成員の互選によって定める。

10 理事選任機関の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、その内容には次に掲げる事項を記載する。

(1)開催日時及び場所

(2)議事の経過の要領及びその結果

(3)出席した構成員の氏名

(4)議長の氏名

(5)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### 作成のポイント(独立した理事選任機関を置く場合)

(1) 上記は、独立した理事選任機関とする場合(理事選任機関が一つであり、理事・評議員会・外部有識者で構成される場合)の記載例になります。

#### 〈寄附行為で規定する事項〉

- ・ 構成員の選任方法、任期、招集権者
- ・ 理事選任の際にあらかじめ評議員会の意見を聞くこと及び評議員会の意見を十分に参酌すること
- ・ 決議の方法(出席者数、決議に必要な人数)
- ・ 監事又は評議員会の求めに応じて理事選任機関が招集されること(法第33条2項・第52条3項)
- ・ 議事録、報酬その他運営に関し必要な事項

…第8条も「理事選任機関」をどの様な機関とするかにより、規定する内容が変わります。

# 東京都版寄附行為作成例(暫定版)

## 〔解説〕

### 第4章

#### (第8条～第22条)

(理事の選任)

(例1:理事会を理事選任機関とする場合)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから理事会において選任した者 ○名
- (2) 前号に掲げる者のほか、理事会において選任した者 ○名

2 理事選任機関は、理事の総数が○名を前項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(例2:理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから理事会において選任した者 ○名
- (2) 評議員会において選任した者 ○名
- (3) 外部理事選任委員会において選任した者 ○名

2 理事選任機関は、それぞれ理事の総数が○名を前項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(例3:評議員会を理事選任機関とする場合)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから評議員会において選任した者 ○名
- (2) 前号に掲げる者のほか、評議員会において選任した者 ○名

2 理事選任機関は、理事の総数が○名を前項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

**(例4: 第三者機関を理事選任機関とする場合)**

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから選任機関において選任した者 ○名
- (2) 前号に掲げる者のほか、理事選任機関において選任した者 ○名

2 理事選任機関は、理事の総数が前項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

作成のポイント

(1) 校長理事の定数及びその他の理事についての選任に係る内訳人数を規定します。

(2) 理事の構成について

〈参考〉 構成要件 (法第31条第4項)

理事には、次に掲げるものが含まなければならない。

- ① 当該学校法人の設置する私立学校の校長(1名以上)  
(2以上の私立学校を設置する場合にはいずれか1以上の私立学校の校長)
- ② 外部理事1名以上(但し、大臣所轄学校法人等は2名以上)

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

作成のポイント

(1) 私立学校法第31条の規定とは…

理事の資格及び構成についての要件を規定しています。

項	内容 (概略)
1	理事となることができない者 (欠格事由)
2	同上
3	理事は監事、評議員との兼職が禁止
4	理事の構成要件 (校長と外部理事が必ず含まれること)
5	当初外部理事であった者を再任しても外部理事とみなすこと
6	理事の有する特別利害関係の制限
7	理事総数に占める特別利害関係者の人数制限

第5項から第7項ポイントは次ページへ…

具体的なポイント

○理事の欠格事由とは

- ①心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの(第1項2号)
- ②学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者(第1項第3号)
- ③本法の規定に違反して(特別背任罪、贈収賄罪、財産処分に関する罪)、罰金や刑の執行があった後2年を経過しない者(第1項第4号)
- ④所轄庁の解散命令を受けた際の学校法人の役員であり、解散の日から2年を経過しない者(第1項第5号)
- ⑤本法に規定する解任勧告等により役員を解任され、解任の日から2年を経過しない者は同じ学校法人の理事になることができない。(第2項)

○外部理事とは、以下のどれにも該当しない者をいいます。

- ・学校法人の役員及び職員
- ・子法人の役員(理事、取締役、執行役、業務執行役員、監事、監査役又はこれらに準ずる者)
- ・子法人に使用される者

○子法人とは、学校法人がその経営を支配している法人をいい、以下①か②にあてはまる法人となります。(省令で規定)

- 定義①: 学校法人が(その子法人も含めて)、意思決定機関における議決権の過半数を有する他の法人
- 定義②: 意思決定機関の総数に対する(学校法人の役職員の)人数割合が過半数を占める状態である他の法人

# 第4章 理事会及び理事

## (1) 私立学校法第31条の規定とは…(続き)

項	内容 (概略)
5	当初理事選任時に外部理事であった者を再任しても外部理事とみなすこと
6	理事の有する特別利害関係の制限
7	理事総数に占める特別利害関係者の人数制限

### 特別利害関係とは

2人のうち、どちらかがどちらかの〇〇であること

- ア) 配偶者
- イ) 三親等以内の親族
- ウ) 事実上の婚姻関係にある
- エ) 使用人
- オ) 生計を維持している(一方の者から金銭その他の財産を受けて)
- カ) 上記エ)及びオ)の配偶者
- キ) 上記ウ)エ)オ)の三親等以内の親族

理事の特別利害関係に係る規定については、第6項(理事は1人まで)と第7項(理事総数の3分の1まで)の要件をそれぞれ満たす必要があります。

## 具体的なポイント(省令等で規定予定)

・外部理事が(外部理事として)再任されることは可能です。  
 …当該理事が最初の選任の際に、外部理事として選任されたのであれば、現に理事であり、再任されたとしても、「外部理事」としてみなされます。  
 【参考】当初外部理事として選任された理事が、任期途中で他の兼職(例:子法人役員)をした場合であっても、法令上は外部理事とみなされる。

・理事は、以下いずれかに該当する特別利害関係を有してはならない。

ア) 2人以上の理事(→1人まではOK)

イ) 1人以上の監事(→1人いたらダメ)

ウ) 2人以上の評議員(経過措置期間中は3人)

ウ) は経過措置あり

⇒つまり、1人の理事に許される特別利害関係は、理事と評議員が1名までOK。監事は×。

ただし、経過措置期間中は、評議員は2名までOK。

大臣所轄学校法人等は  
8年度の定時評議員会終結時

その他の法人は、9年度の  
定時評議員会終結時まで

・他の理事と特別利害関係を有する理事の数は  
理事総数の  
3分の1を超えてはならない

理事総数

特別利害関係を有する理事の数

5名

なし

6~8名

2名までOK

9~11名

3名まで〃

12~14名

4名まで〃

【参考】理事総数の3分の1を超えない理事の数

(理事の任期)

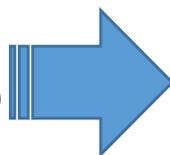
第10条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

作成のポイント

(1) 寄附行為における理事の任期の規定の仕方が変わります。(法第32条)

【改正前】 任期〇年  
(法では上限の定めなし)



【改正後】 選任後〇年以内(※1)に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

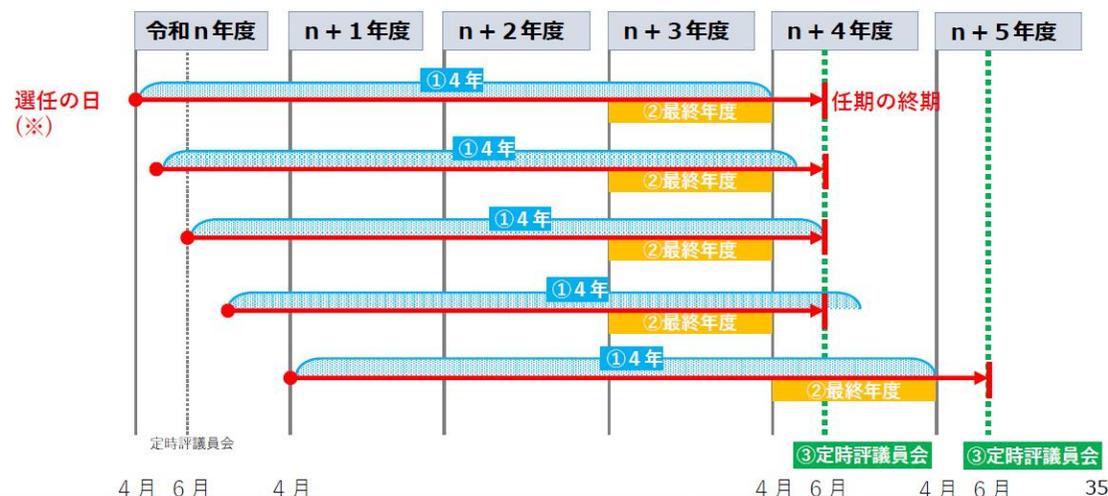
※1 理事は4年以内(法第32条)

《参考》国資料35p 寄附行為で定める期間を4年とする場合の任期(任期の開始日別)

改正法施行後に選任される理事・監事・評議員の任期は、以下(1)(2)のとおりとなる。

- (1) 任期は、選任後寄附行為で定める期間①以内に終了する会計年度のうち最終のもの②に関する定時評議員会の終結の時③まで
- (2) 「寄附行為で定める期間」は、理事は4年以内、監事・評議員は6年以内

【例：寄附行為で定める期間を4年とする場合の任期】(※)選任の日とは任期の開始日を指す。



(2) 改正後に選任される全ての理事、監事、評議員の任期の終期が「定時評議員会の終結の時(※)」になります。

※ 自ら辞任する場合等を除きます。



法附則による経過措置あり  
(後ほど説明します。)

(3) 理事・監事・評議員の任期に係る期間はいずれも寄附行為で定めますが、理事の任期に係る期間は、監事・評議員の任期に係る期間を超えてはいけません。(法第32条第2項)

理事の任期として寄附行為で定める期間(4年以内) ≤ 監事・評議員の任期として寄附行為で定める期間(6年以内)

例: 理事4年、監事・評議員4年はOK。

(理事の解任及び退任)

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任機関に求めることができる。

※ただし、理事選任機関が評議員会のみの場合には、以下のように規定し、以下第4項を第3項とする。

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

## 作成のポイント

…(第3項、第4項は次ページ)

(1) 理事の解任は、理事が解任事由に該当する場合に、理事選任機関が行うことができます(法第33条第1項)。

- ・複数の理事選任機関を設置している場合では、選任を行った理事選任機関が解任をします。
- ・解任の決議に際しては、理事選任機関が評議員会の意見を聞く必要はありません。

(2) 評議員会は、理事が解任事由に該当する場合には、理事選任機関に解任を求めることができます。なお、評議員会が理事選任機関の場合には、直接解任することができます。

上記寄附行為例の解任事由のうち、(1)(2)は法定事項です。(3)は寄附行為をもって定める事由の例です。

### (理事の解任及び退任) 第11条 続き

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

### 作成のポイント

(3) 評議員による理事の解任を請求する訴えが可能になります。(法第33条第3項)

…理事が解任事由に該当するのに、当該解任請求を

①評議員会が否決したとき、

又は②評議員会が決議してから2週間以内に、理事選任機関が解任しないとき に訴えが可能に。

(4) 理事退任事由は、法改正前後での大きな変更はありません。

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

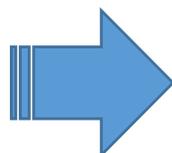
2 理事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

### 作成のポイント

(1) 任期の満了又は辞任により退任した理事が職務を継続して行う場合を、法で規定しました。

【改正前】

後任の役員が選任されるまで  
職務を行う (法の定めなし)



【改正後】 寄附行為で定める理事定数を下回ることとなった場合は、その退任した理事は新たに選任された理事が就任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。(法第34条)

※ 理事が解任された場合には、本規定の適用はありません。

その間は、理事としての権限及び責任(=職務執行を行う権利義務)が継続されます。  
一般社団法人における権利義務理事と同意です。

(2) 第2項(理事定数のうち1/5超が欠けた場合)については、法改正前後で変更はありません。

## 第4章 理事会及び理事

### (理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

### (理事会の権限)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

### 作成のポイント

- (1) 理事会は全ての理事で組織します（法第36条第1項）。
- (2) 学校法人の次に掲げる事項は理事会が決定する必要があります（理事への委任はできません）。

【参考】理事会が決定すべき事項(法第36条第3項)と評議員会の意見聴取の必要な事項(法同条第4項)

法第36条 第3項	事項	評議員会の 意見聴取
1号	重要な資産の処分及び譲受け	必要
2号	多額の借財	必要
3号	設置する私立学校の校長その他重要な役割を担う職員の選任及び解任	
4号	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	
5号	理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他文部科学省令で定める体制等の整備	
6号	予算及び事業計画の作成又は変更	必要
7号	役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準の策定又は変更	必要
8号	収益を目的とする事業に関する重要事項	必要
9号	その他学校法人の業務に関する重要事項	必要

理事の職務執行に係る情報の保存管理に関すること、損失の危険の管理に関する規程等整備…等

### (理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

代表業務執行理事を置いている場合のみ、以下を規定する。

3 理事(理事長を除く。)のうち○名を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

なお、代表業務執行理事を、常務理事等の名称とする場合には、以下第3項及び第4項のように規定する。  
※ 法律上の名称(代表業務執行理事)と、当該名称(例:常務理事)がどのような関係にあるのかを明らかにするために規定します。

3 理事(理事長を除く。)のうち○名を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。

4 常務理事をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。

### 作成のポイント

・都知事所轄の学校法人の大半は、代表業務執行理事等を設置していないため、その場合には第5項(理事長は、この法人を代表し…)を繰り上げて第3項とします。第4項以下は規定しません。

(1) 理事長は理事会の決議により選ばれます(法第37条第1項)。(従来は寄附行為で規定)

(2) 代表業務執行理事、業務執行理事を置く場合は、寄附行為に定数及び選任方法を規定します。それぞれ、理事会の決議により選ばれます(法第37条第3項及び第4項)。

(理事の職務)続き 第15条

業務執行理事を置く場合のみ、以下(第4項)を規定する。

4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち○名を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

なお、業務執行理事を、常務理事等の名称とする場合には、以下第4項及び第5項のように規定する。  
※ 法律上の名称(業務執行理事)と、当該名称(例:常務理事)がどのような関係にあるのかを明らかにするために規定します。

4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち○名を常務理事とし、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも、同様とする。

5 常務理事をもって私立学校法第37条第4項の業務執行理事とする。

5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

代表業務執行理事を置く場合のみ、以下(第6項)を規定する。

6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

業務執行理事を置く場合のみ、以下(第7項)を規定する。

7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(代表権の制限)

第16条 理事長〔及び代表業務執行理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

【注】代表業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。

作成のポイント

- ・理事長は学校法人を代表し、その業務を執行します(法第37条6項)。
- ・代表業務執行理事は、学校法人を代表し、理事長を補佐して業務を掌理します(法第37条7項)。

(理事の報告義務)

第17条 理事長〔、代表業務執行理事及び業務執行理事〕は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【注】代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は規定しない。

作成のポイント

- ・理事会による理事の職務執行の監督権限を適正に行使するため、理事長〔代表業務執行理事及び業務執行理事〕が、理事会に職務状況報告をする義務が法定されました。

報告について

ア) 頻度・回数: 大臣所轄学校法人等は、3月に1回(≡年4回)以上(法第146条第2項)

上記に該当しない全ての学校法人は、年2回以上(法第39条第2項)

⇒会計年度内で4か月以上あけること。

例: 5月(決算報告時)と翌2月(予算・計画説明時)等

イ) 報告内容について: 文書または口頭で行う。なお、理事会の書面開催はNGです。

(招集)

第18条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

作成のポイント

- ・各理事が理事会の招集を請求することもできる。
- ・招集通知の発出期限は、1週間より短縮することも可能ですが、適切に運用してください。

(運営)

第19条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 前条第2項及び第4項並びに第29条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

#### 作成のポイント

- ・理事会を開催したうえで、一部の出席者において書面やメールによる意思表示を認めることは可能

オンライン開催や書面開催について

オンライン開催可能→○

書面開催は  
認められません。



#### (決議)

第20条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

(2) 予算及び事業計画の作成又は変更

(3) 基本財産の処分

(4) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(5) 残余財産の帰属者の決定

(6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散

(2) この法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

作成のポイント

・3分の2を上回る割合とすることも可能。

・第2号から第6号に規定する事項を特別決議としないことも可能。

・ただし、これらの規定を特別決議としない場合には、租税特別措置法第四十条第一項後段の譲渡所得等の非課税の特例の適用とならない可能性があります。

・第2号から第6号に規定する事項については、各学校法人の判断で、第3項に規定することも可能。

#### (業務の決定の委任)

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

#### (議事録)

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上並びに出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

#### 作成のポイント

・議事録の署名担当者を定め、第2項を以下のように規定することも可能。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上並びに出席した監事が署名(電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。)又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

・寄附行為第22条3項の理事それぞれの意思とは、賛否等(賛成・反対の別及び意見等)を議事録に記載することを指す。

理事会の議事録は  
10年間保管

# 東京都版寄附行為作成例(暫定版)

## 〔解説〕

### 第5章

#### (第23条～第31条)

### 第1節 選任及び解任等

#### (監事の選任)

第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

#### (監事の資格)

第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

### 作成のポイント

(1) 監事は、評議員会の決議によって選任されることとなります。(法第45条第1項)

…これまでは監事は「評議員会の同意を得て、理事長が選任」でした。

※評議員会での監事選任・解任についての詳細は、本資料中、第5章第27条を参照

(2) 監事の資格については、理事・評議員・職員の兼職のほか、新たに子法人役員(監事、監査役等を除く)・子法人職員との兼職が禁止となります。(法第31条第3項・法第46条第2項)

※ 国資料29p 「各機関の兼職の禁止」参照

### 子法人とは…

子法人とは、学校法人がその経営を支配している（具体的には、学校法人が半分を超える議決権を有しているなどの）法人が該当します。（省令で規定）

### (3) 監事の特別利害関係（法第31条第6項、法第46条第3項）

理事と監事の特別利害関係	不可
監事同士の特別利害関係	不可
評議員と監事の特別利害関係	監事1名に対し評議員2名までは可 （経過措置期間中） ※経過措置期間終了後は評議員1名までは可

※ 「特別利害関係」については本資料中、第3章第6条の作成のポイント参照

### (監事の任期)

第25条 監事の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

【備考】・監事の任期を短縮することは可能。ただし、理事の任期は監事の任期を超えてはならないことに留意すること。

2 監事は、再任されることができる。

### 作成のポイント

(1) 任期の終期が、「定時評議員会の終結の時」までということは、理事・評議員と同様です。

(2) また寄附行為に定めることができる期間が理事4年に対して、監事・評議員は6年が上限となります。(法第47条第1項・法第63条第1項)

上記はあくまで上限の年数についてですので、監事の任期を4年に短縮するなど理事と合わせることはできません。

### (監事の解任及び退任)

第26条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

### 作成のポイント

(1) 本章第23条の選任と同様、解任も評議員会の決議により行われます。(法第48条)

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第27条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第28条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の2分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

## 作成のポイント

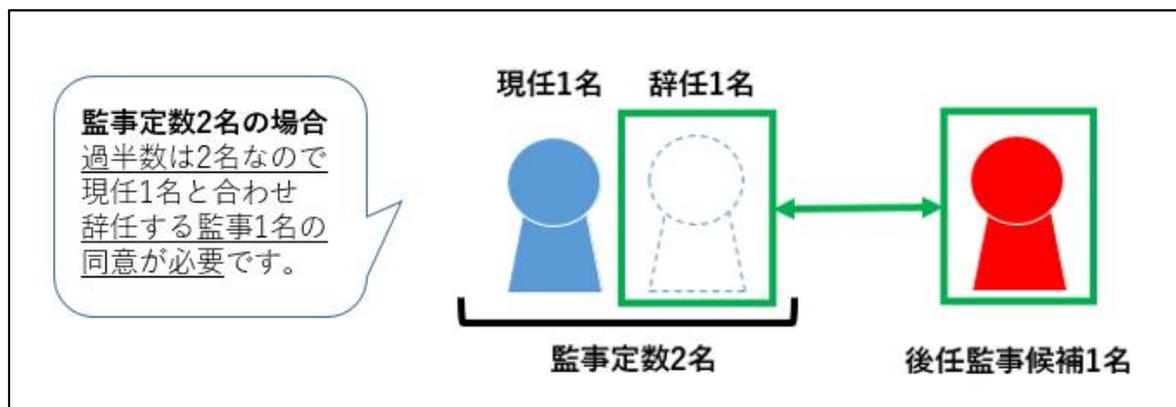
### 監事選任手続きの流れ

(1) 理事が監事選任の議案を評議員会に提出しますが、その際に監事の過半数の同意が必要になります。(法第70条第3項・法第49条第1項)

※監事が辞任する際の後任監事の選任に係る、監事の同意について  
現任の監事の人数が、寄附行為に定める監事の定数の過半数に満たない時には  
辞任する監事の同意も含めて、過半数の同意を得る必要があります。

Ex) 寄附行為に定める監事の定数が2名で、うち1名の監事を変更する時  
⇒この場合は、現任の監事1名だけでなく辞任する監事1名も含めた2名全員同意が必要になります。

なお、同意の方法は、  
書面でも口頭でも可能であり、各法人の判断に委ねられます。

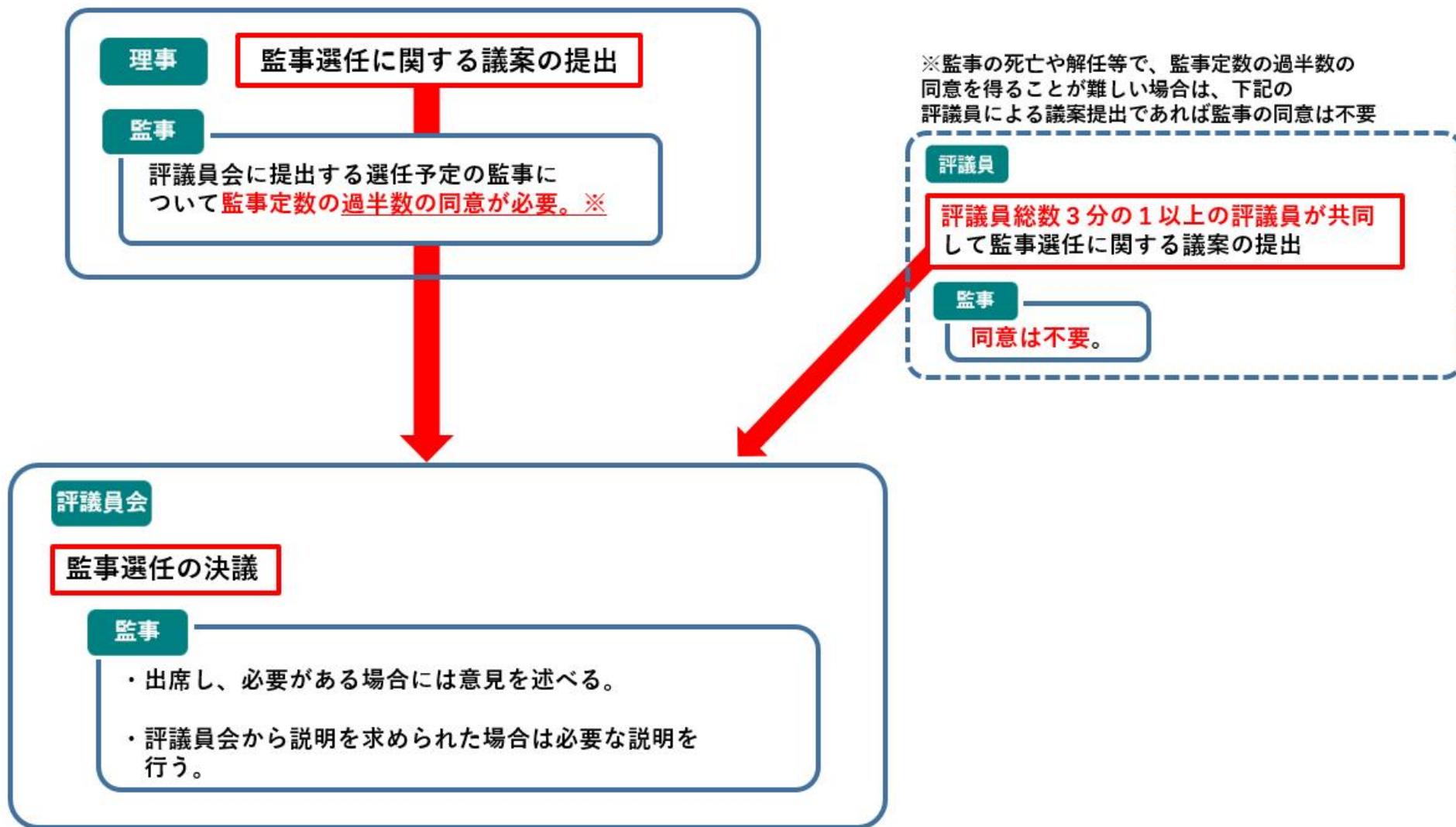


(2) 第23条のとおり評議員会で監事選任の議案を決議します。

※なお寄附行為作成例に記載がありませんが、評議員の総数の3分の1以上の評議員が共同して  
監事選任に係る議案を評議員会に提出することも可能です。(法第75条第1項)

作成のポイント

(1)(2)における監事選任の手続きは以下の図のとおり。



(監事の職務)

第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

【備考】「毎会計年度終了後3月以内」とありますが、東京都への決算書類提出については、内容に大きな変更がないため、現行同様の6月上旬を提出期限とする予定です。

- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに東京都知事(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長〔又は理事選任機関招集権者〕に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

【備考】理事選任機関招集権者が理事長のみである場合には、〔 〕内は規定しない。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

(調査権限等)

第30条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

子法人がある場合のみ、以下を規定する。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

### 作成のポイント

(1) 監事の義務は以下のとおりです。 ※ 国資料124p参照

- ① 理事が評議員会に提出しようとする議案等を調査し、法令違反等がある場合には、評議員会に報告する。(法第54条)
- ② 理事会及び評議員会に出席し、必要がある場合には、意見を述べる。(法第55条第1項)
- ③ 評議員会において、評議員から説明を求められた場合、必要な説明をする。(法第55条第2項)
- ④ 監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出する。(法第56条第1項)
- ⑤ 不正の行為を発見したとき等には、理事会、評議員会、所轄庁(、理事選任機関)に報告する。(法第56条第2項、同条第3項)

## 第5章 監事

### (2)(1)に記載の内容について補足説明

#### ②「理事会及び評議員会に出席」

- ・・・今回の法改正に伴い、監事は従来の理事会だけでなく、評議員会にも出席をして必要に応じて意見を述べるのが義務付けられました。

#### ④「監査報告」

- ・・・監査報告に係る体制整備等については今後、文部科学省令で規定される予定です。  
(法第56条第1項)

(理事の行為の差止め)

第31条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

# 東京都版寄附行為作成例(暫定版)

## 〔解説〕

### 第6章～第7章 (第32条～第49条)

### 第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

(例1:複数の機関で評議員を選任する場合)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で評議員会において選任した者 ○○名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から、評議員会において選任した者 ○○名
- (3) 学識経験者の中から、理事会において選任した者 ○○名

2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員会及び理事会は、それぞれ評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

### 作成のポイント

- (1) 評議員全体の定数は、第6条第2項で定め、本条第1項で、内訳を定めます。  
評議員の選任・解任の方法は、法令の資格及び構成の要件を満たす限り、学校法人の判断に委ねられています。
- (2) 職員の地位を退いた後も、評議員の職を失わないこととすることも可能です(ただし、職員評議員が1人もいなくなることは、法第62条第3項第1号に違反することに留意する必要があります。)

(3) 第1項各号で「理事会」又は「評議員会」としている箇所は、新たに設置する機関とすることも可能です。

(4) 校長が複数名いる法人では、校長理事以外にも校長評議員を置くことが可能(理事と評議員の兼職は不可)です。

→(例) A校の校長が理事、B校の校長が評議員、は可。

A校の校長が理事かつ評議員、は不可。

### (例2: 評議員会で評議員を選任する場合)

第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

(1) この法人の職員のうちから選任した者 ○○名

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のものの中から選任した者 ○○名

(3) 学識経験者のうちから選任した者 ○○名

2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員会は、それぞれ評議員の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

作成のポイント(例1・例2共通)

(5) 法改正により、評議員の構成要件が詳細になります。(法第61条、第62条)

現行	改正後
①職員を含む	①同様（ただし、評議員の総数の3分の1まで）（法第62条第3項第1号、第5項第1号）
②25歳以上の卒業生を含む	②同様（法第62条第3項第2号）
	③他の2人以上の評議員と特別利害関係を有していないこと（法第62条第4項）
	④理事又は理事会が選任した評議員の数は、評議員の総数の2分の1を超えていないこと（法第62条第5項第2号）
	⑤理事、監事、他の評議員のいずれかと特別利害関係※を有する者、子法人の役職員である評議員の数は、評議員の総数の6分の1を超えていないこと法第62条第5項第3号）

※特別利害関係とは…

配偶者又は三親等以内の親族のほか、事実上の婚姻関係、使用人及びその配偶者、金銭等により生計を維持している者及びその配偶者等があります。(省令で規定)

(国資料p4、p17、p26、p29～p33参考)

(6) 評議員の選解任は、寄附行為の定めるところによります(法第61条、第64条)。

(7) 評議員の選任及び解任に関し、その他必要な事項があれば、寄附行為外で別途、評議員選任・解任規程を設けることも可能です。

### (評議員の資格)

第33条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

### 作成のポイント

(1) 私学法改正により、評議員の資格・構成要件が詳細になります。

(国資料p4、p17、p26、p29～p33参考)

### 理事・監事・他の評議員との関係

①理事、監事との兼職禁止（法第31条第3項）

②理事は、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。（法第31条第6項）

③監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。（法第46条第2項）

④監事は、他の監事又は2人以上（経過措置期間中は3人以上）の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。（法第46条3項）

⑤評議員は、他の2人以上（経過措置期間中は3人以上）の評議員と特別利害関係を有するものであってはならない。（法第62条第4項）

⑥当該学校法人の職員である評議員の数が評議員の総数の3分の1を超えないこと。（法62条第3項第1号、第5項第1号）

⑦理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の2分の1を超えないこと。（法62条第5項第2号）

⑧役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1（経過措置期間中は3分の1以内）を超えないこと。（法第62条第5項第3号）

### (評議員の任期)

第34条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

### 作成のポイント

(1) 私学法改正により、任期の終期が「定時評議員会の終結の時」に固定されます。  
(法第63条第1項)

#### ※定時評議員会とは？

4月から6月までの一定の時期に開催する必要がある評議員会のことです。  
理事会の承認を受けた計算書類・事業報告書の報告及び意見聴取を行います。

(2) 任期の上限は6年です。(法第63条第1項)

任期を6年よりも短縮することは可能ですが、評議員の任期は理事の任期と同じか、長くなければならないことに留意する必要があります。(法第32条第2項)

### 作成のポイント

(3) 改正法施行の際に在任している評議員の任期は、以下①又は②のいずれか早い方となります。

①現在の任期が満了する日

②令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時

ただし、法における理事・監事・評議員の資格や構成に関する要件（法第31条、第46条、第62条の規定）を満たさない者については、令和7年度の最初の定時評議員会終結の時までに選解任を行う必要がある。

※経過措置により、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、改正前の資格や構成に関する要件が適用されることとなる。

(国資料p4、p17、p35～p38参考)

※任期満了が令和9年4月1日以降の評議員がいる場合、後に説明する「附則」の記載も参照してください

(評議員の解任及び退任)

第35条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

### 作成のポイント

原則として、解任することができる主体は、当該評議員を選任した機関等となります。

(国資料p4、p17、p137～p138参考)

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第36条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
- (5) 収益事業に関する重要事項
- (6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までにに関する寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併

### 作成のポイント

- (1) 私学法改正に伴い、現行の諮問事項が第2項の意見聴取事項と第3項の決議事項に整理されました。
- (2) 第2項各号に掲げる意見の聴取を要する事項については、各学校法人の判断で、評議員会の決議事項とすることも可能です。
- (3) 第3項各号に掲げる事項について、評議員会の決議事項とするかどうかは、各学校法人の判断に委ねられています。ただし、決議事項としない場合は、第2項で規定する意見聴取事項に位置付けることが必要となります。
- (4) 私学法の規定により評議員会の意見の聴取又は決議を要することとされた事項については、理事会の決議要件とは異なり、法律において寄附行為における異なる定めを認めておらず、評議員会の意見の聴取又は決議を要しない旨を寄附行為をもつて定めることはできません。

(国資料p6、p17、p139～p140参考)

(理事の行為の差止めの求め)

第38条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該訴えの提起を監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第39条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

### 作成のポイント

法改正により新設される項目です。

(国資料p6～p7、p16、p140参考)

### 第3節 評議員会の運営

(開催)

第40条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### 作成のポイント

(1) 定時評議員会は、4月から6月までの一定の時期に開催する必要があります。

ただ、「毎会計年度終了後3月以内」とありますが、都への決算書類の早期提出にご協力いただきたく、できるだけ6月上旬を目途とした定時評議員会開催をお願いいたします。

(招集)

第41条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日々の20日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

### 作成のポイント

第2項、第3項において、基準は総数の3分の1を下回ることも可能です。

### (評議員による招集)

第42条 前条第2項の規定による請求があった日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、東京都知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法(他の評議員の承諾を得た場合に限り。)により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

### (監事による招集)

第43条 第29条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第43条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法(評議員の承諾を得た場合に限り。)により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

### 作成のポイント

評議員による招集の目的・理由は、権限の濫用とみなされるものでない限り、特段制限されません。

## 第6章 評議員会及び評議会

(招集手続の省略)

第44条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第45条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

評議員会の招集手続き

現行	改正後
法令の定め無し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会において、評議員会の日時・場所・目的事項、議案概要等を定める</li> <li>・評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する</li> <li>・評議員会の1週間前までに、評議員に通知を発出（全員の同意がある時は不要）</li> </ul>

招集に関する特例等

現行	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事長に対し、招集の請求可能（当該請求後、招集されない場合は、自ら招集可能）</li> <li>・理事長は、3分の1以上の評議員から、会議に付議すべき事項を示して招集の請求があった場合は、招集義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事は、理事の不正報告等をするために必要があるときは、理事に対し、招集の請求可能（招集されない場合は、自ら招集可能）</li> <li>・3分の1以上の評議員は、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求可能（招集されない場合は、所轄庁の許可を得て招集可能）</li> <li>・3分の1以上の評議員は、理事に対し、一定の事項を会議の目的とすることを請求可能</li> <li>・3分の1以上の評議員は、理事に対し、会議の目的である事項につき議案を提出することが可能</li> </ul>

### (決議)

第46条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

### 作成のポイント

評議員会の決議要件は、法令の要件を加重又は軽減できません。

### (議事録)

第47条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

### (役員の出席等)

第48条 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

### 作成のポイント

第48条について、代表業務執行理事及び業務執行理事を置かない場合には、〔 〕内は省略してください。

(理事会及び評議員会の協議)

(例1: 理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合)

第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

(例2: 理事・評議員協議会を設置する場合)

第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

2 理事・評議員協議会の構成員は、理事〇名、評議員〇名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。

- 3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。
- 4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

### 作成のポイント

(1)理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取り扱いについては規定するかどうかは、学校法人の判断に委ねられます。

例1は、理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合、例2は、理事・評議員協議会を設ける場合です。

(2)ただし、一定の手続により理事会又は評議員会の決議があったものとみなすなど、いずれかの決議を不要とするような規定は設けられず、いずれにせよ理事会の決議、評議員会の決議は必要であることに留意が必要です。

# 東京都版寄附行為作成例(暫定版)

〔解説〕

第8章～第10章  
(第50条～第65条)

### (会計年度)

第50条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

### (予算及び事業計画)

第51条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

### (役員及び評議員の報酬)

第52条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 作成のポイント

- (1) 役員報酬等支給基準は、前回の法改正で令和2年4月1日から作成が義務付けられています。寄附行為に「報酬等を基準に従って支給することができる」と定めている法人は、無報酬とする場合にも、[無報酬とすることを明記した基準](#)を作成する必要があります。
- (2) 法改正により、役員、評議員に対する報酬等について、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない旨が定められました。(法第100条)  
・・・詳細は省令により規定される予定です。

(責任の免除)

第53条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。1ヶ月以上の期間としなければならない

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。10分の1を下回る割合とすることも可能

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

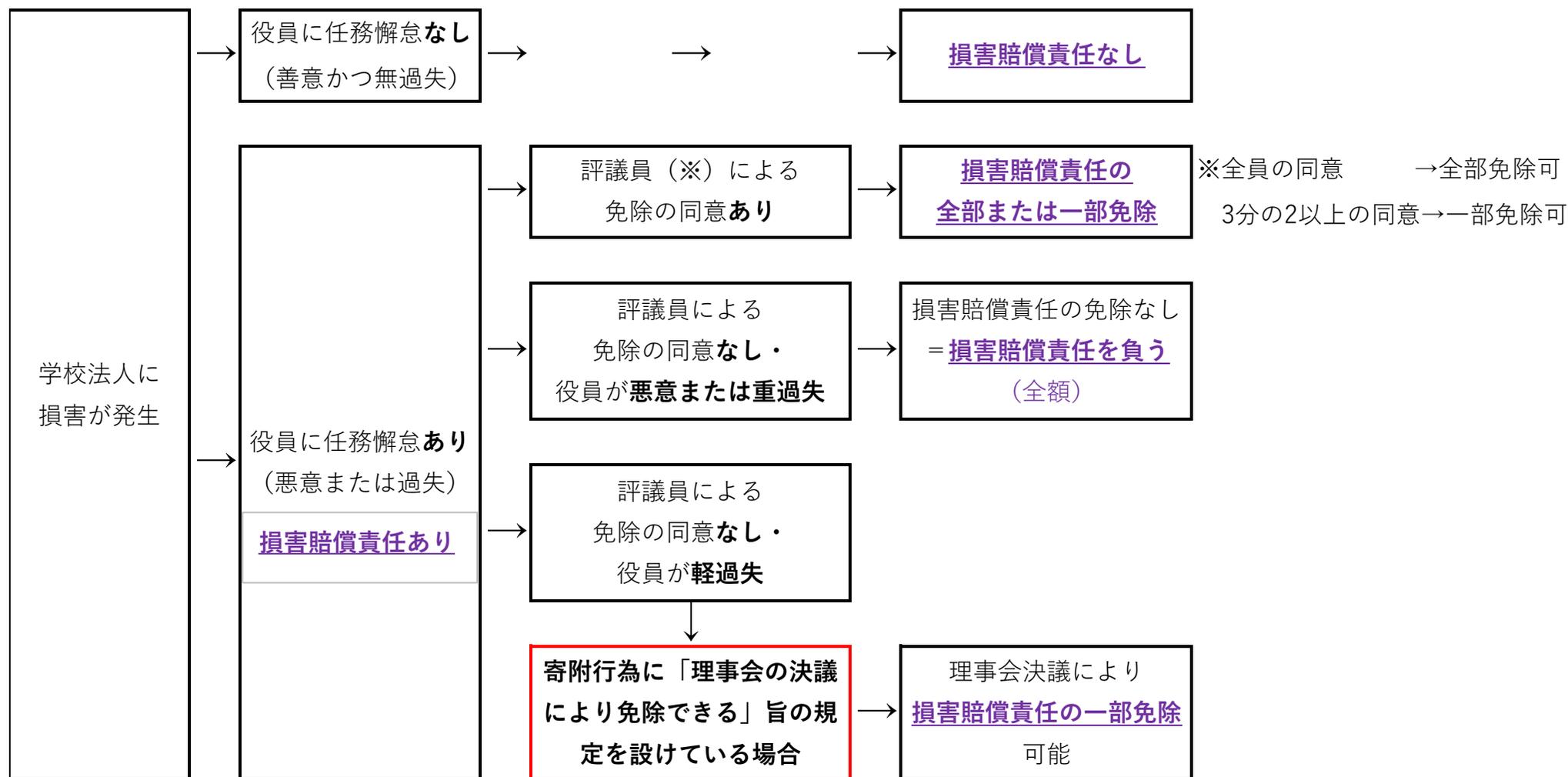
5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

作成のポイント

(1) 役員为学校法人に対する損害賠償責任について、理事会の決議で一部を免除することができる旨を寄附行為で定めることができます。(法第93条)

※理事会決議による一部免除を行わない場合は、寄附行為に本規定を定める必要はありません。

## 【図】 役員の損害賠償責任の有無・免除について



学校法人に損害が発生し、評議員による役員の責任免除の同意がなく、かつ役員が軽過失だった場合に、さきほどの作成例のように、寄附行為に「理事会の決議により責任を免除できる」旨の規定を設けていれば、役員の損害賠償責任の一部を免除することが可能です。  
(免除できる額については次ページ)

## 【再掲】

第53条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

### 理事会決議により一部免除が出来る額

- ① 理事長の場合 =【賠償の責任を負う額】－【年間報酬額×6】
- ② 業務執行理事・職員理事の場合 =【賠償の責任を負う額】－【年間報酬額×4】 ※
- ③ 非業務執行理事・監事の場合 =【賠償の責任を負う額】－【年間報酬額×2】

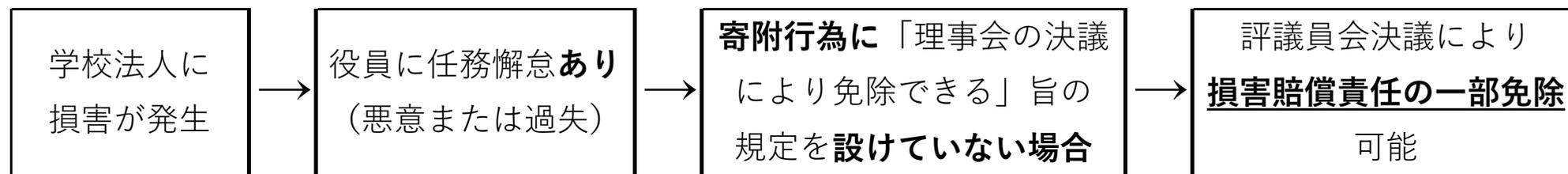
※職員理事の場合は、年間報酬額＝役員報酬＋職員としての報酬

(例) 損害100万円 年間報酬10万円の監事の場合

→ 責任免除額の上限は、100万円－(10万円×2)＝80万円のため、

賠償責任額は、20万円(80万円分責任額免除)～100万円(0円免除)となります。

↓ 評議員会決議により一部免除することも可能です。(免除が出来る額は上記①～③と同じ)



## 【再掲】

第53条 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

## 作成のポイント

(2)この寄附行為の定めを設ける議案や、この寄附行為の定めに基づいて理事の責任の一部を免除する議案を理事会に提出するには、理事は各監事の同意を得なければなりません。

(3)この寄附行為の定めに基づいて役員の一部を免除する理事会の決議を行ったときは、理事は評議員に対して異議がないか確認し、10分の1以上（10分の1を下回る割合を定めることも可能）の評議員が異議を述べた場合にはその免除をしてはなりません。

(責任限定契約)

第54条 理事(理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。)又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

作成のポイント

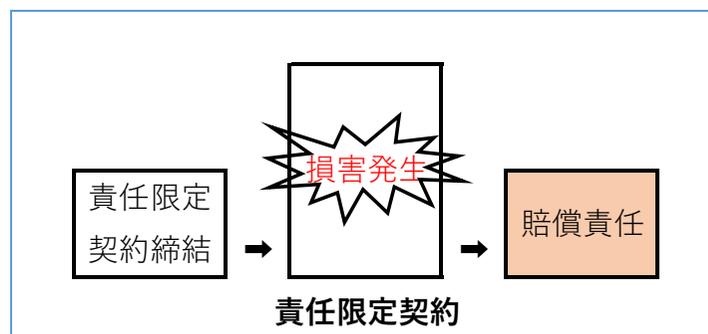
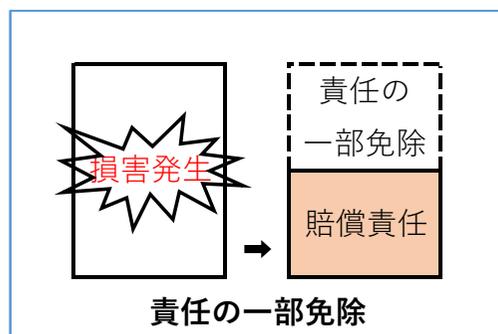
(1) 役員(理事長や業務執行理事、職員理事を除く理事・監事)の学校法人に対する損害賠償責任について、あらかじめ限定する旨の契約を締結することができる旨を寄附行為で定めることができます。

※責任限定契約の締結を行わない場合は、寄附行為に本規定を定める必要はありません。

(2) 責任限定契約を締結することが出来る旨を寄附行為に定める議案を理事会に提出するときには、理事は各監事の同意を得なければなりません。

(最低責任限度額の例) 年間報酬10万円の監事の場合

→法第92条の規定に基づく最低責任限度額は、10万円×2=20万円(つまり、2年分の報酬)



役員が悪意又は重過失により損害を与えた場合には、理事会決議による一部免除(第53条)はできず、責任限定契約(第54条)も無効となります。

(資産)

第55条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第56条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

〔4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。〕

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第57条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

従前と変更なし(条ずれのみ対応)

(積立金の保管)

第58条 基本財産及び運用財産中の積立金は、确实な有価証券を購入し、又は确实な信託銀行に信託し、又は确实な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第59条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第60条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

[2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。]

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第61条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

従前と変更なし(条ずれのみ対応)

(事業報告及び決算)

第62条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

収益事業を行う場合のみ、以下を規定する。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

作成のポイント

- (1) 計算書類等(貸借対照表、収支計算書、事業報告書、これらの附属明細書)は、監事の監査を受けなければなりません。(法第104条第1項)
- (2) 監査を受けた計算書類等は、理事会の承認を受けなければなりません。(法第104条第2項)
- (3) 理事長は、理事会の承認を受けた計算書類、事業報告書を定時評議員会に提出、報告し、評議員会の意見を聴かなければなりません。(法第105条第3項)

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第63条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第2項項及び第3項において同じ。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、債権者から請求があった場合には、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない(財産目録、役員等名簿及び役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類については、閲覧に限る)。また、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第64条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

作成のポイント

(1) 毎会計年度終了後3ヶ月以内に、財産目録等(財産目録、役員・評議員名簿、報酬等の支給基準)を作成しなければなりません。(法第107条第1項)

(2) 学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、閲覧の請求をすることができます。学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではなりません。(法第107条第5項)

(参考) 備置き書類の閲覧請求等(全て業務時間内のみに対応)

請求権者	文書	請求可能な方法 ※電磁的方法による閲覧・交付請求も可能	根拠条文
評議員	寄附行為	①閲覧 ②謄本又は抄本の交付	法第68条
	理事会・評議員会の議事録		
	会計帳簿類		
	計算書類等及び監査報告 (計算書類等：貸借対照表及び収支計算書、事業報告書、これらの附属明細書)		
	財産目録、役員及び評議員の名簿 及び報酬等支給基準	①閲覧	
債権者	寄附行為	①閲覧 ②謄本又は抄本の交付	法第27条第3項
	評議員会の議事録		法第78条第3項
	計算書類等及び監査報告		法第106条第3項
何人も(債権者以外の者)	寄附行為	①閲覧	法第27条第4項
在学生及びその他利害関係人 (債権者を除く)	計算書類等及び監査報告	①閲覧	法第106条第4項
在学生及びその他利害関係人 (債権者を含む)	財産目録、役員及び評議員の名簿 及び報酬等支給基準	①閲覧(名簿は個人住所の除外可)	法第107条第5項
【参考：大臣所轄学校法人等の場合】 何人も	計算書類等及び監査報告	①閲覧	法第149条第1項
	財産目録、役員及び評議員の名簿 及び報酬等支給基準	①閲覧(名簿は個人住所の除外可)	法第149条第2項

# 決算スケジュール例（会計監査人非設置かつ私学助成を受ける場合）

X年3月31日

3か月

X年6月30日

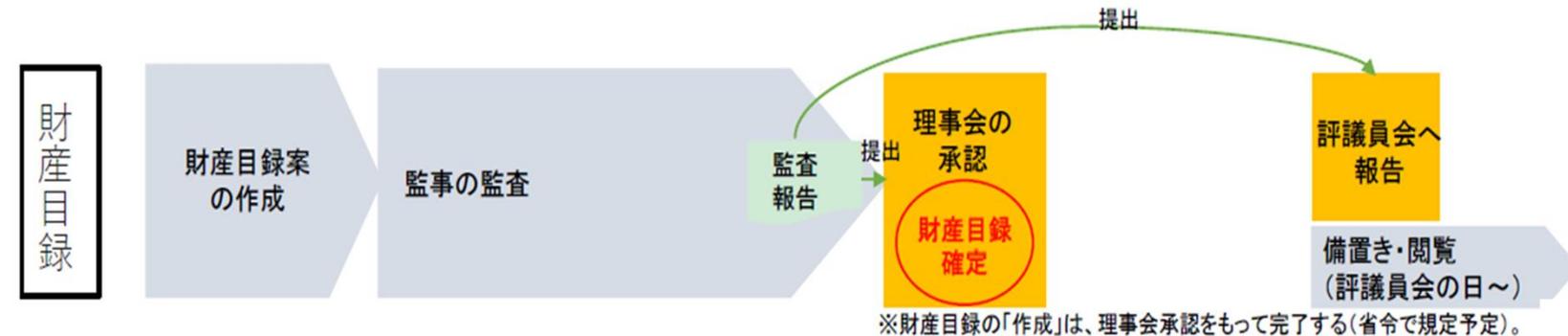
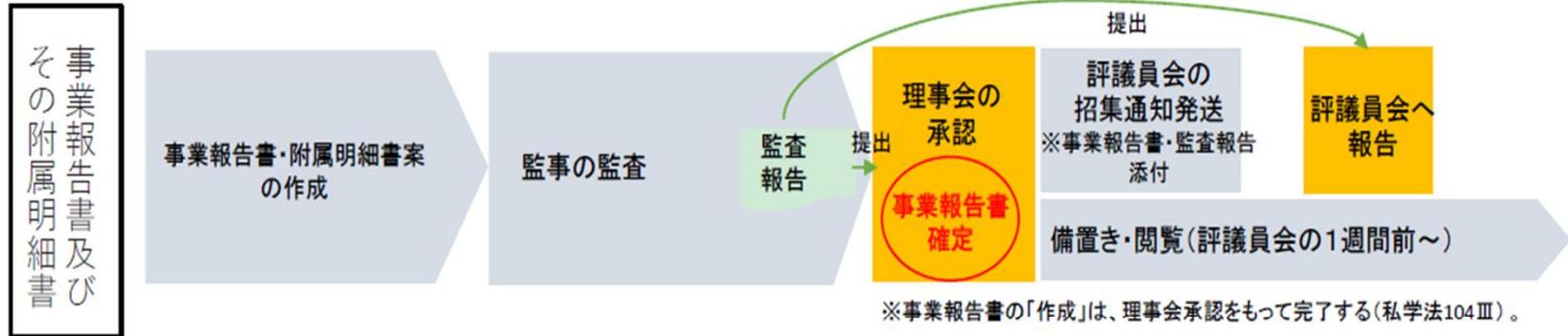
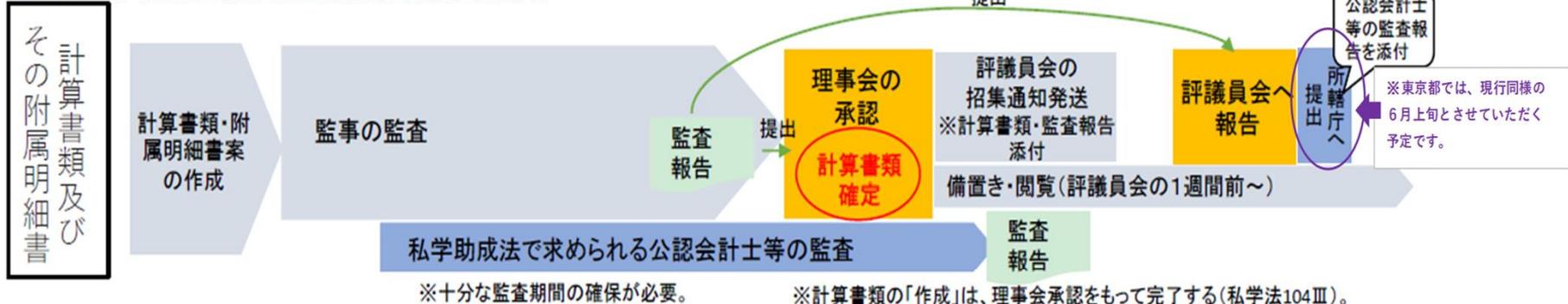
事業年度終了

※法律上、期限が規定されているのは、計算書類・財産目録等の作成(理事会承認)期限(私学法)、及び所轄庁への計算書類の提出期限(私学助成法)のみであり、以下に示すのはあくまで例である。

- 私学法上の計算書類、事業報告書、附属明細書、財産目録等の作成(理事会承認)期限
- 助成法上の計算書類の提出期限

☆このスケジュールの適用は、令和7年度の決算からです。

したがって、令和8年4月からの3か月間が対象となります



### (寄附行為の変更)

第65条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、東京都知事に届け出なければならない。

### 作成のポイント

(1)寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ効力を生じません。(ただし、省令で定められる軽微な変更については、認可は不要であり所轄庁への届出が必要です)。

# 東京都版寄附行為作成例(暫定版)

## 〔解説〕

第11章、第12章及び附則  
(第66条～第70条、附則)

(解散)

第66条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 東京都知事の解散命令

2 前項第一号又は第二号に掲げる事由による解散は、東京都知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第67条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第68条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議を得て、東京都知事の認可を受けなければならない。

(公告の方法)

第69条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第70条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

作成のポイント

第69条 公告の方法としては、HP掲載による方法以外にも、学校法人の掲示場に掲載する方法によることも可能です。

施行細則は従前と変わりません。

## 附則

改正に伴う寄附行為の変更の際し、従前の附則の後ろに付け加える附則の例は以下のとおりです。

- 1 この寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。

### 作成のポイント

※すべての項目が必須ではありません！ 役員等の実情に応じピックアップしてください

(1) 附則2：理事と評議員を兼職する者がいずれかの職を辞任する場合の、経過措置の例です。令和7年4月1日以降、理事と評議員の兼職が不可となるところ、令和7年度最初の定時評議員会までは継続して役員または評議員とするための経過措置に関する規定です。令和7年4月1日時点で、理事と評議員の兼職がない場合は、本附則は不要です。

(2) 令和7年4月1日よりも前に任期が満了する役員又は評議員の任期を、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する場合には、以下のように令和7年4月1日よりも前にまず一部の附則を施行します。

- 1 この寄附行為は令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項については、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。

- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 5 前項の役員又は評議員の解任は、なお従前の例による。

### 作成のポイント

※すべての項目が必須ではありません！役員等の実情に応じピックアップしてください

附則3: 令和7年4月1日から令和7年度の定時評議員会の終結の間までに任期が満了する役員又は評議員について、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで任期を伸長する場合の、経過措置の例です。この期間内に期間満了する役員、評議員がいない場合や、この期間に任期満了する役員、評議員がいるものの、定時評議員会前に役員、評議員を変更する場合は、本附則は不要です。

附則4: 改正法の資格及び構成の要件を満たす役員又は評議員の任期の終期について、任期の満了まで又は令和9年の定時評議員会の終結の時までとする場合の、経過措置の例です。ただし書き部分については、令和7年4月1日時点の役員、評議員全員の任期が令和9年の定時評議員会までに満了している場合は、不要です。

附則5: 前項の役員又は評議員について、解任手続を従来の方法によることとする場合の記載例です。

【必要項目対照表】

記載が必要となる条件	必要な項
全ての法人が記載必須	第1項
令和7年4月1日時点で、理事・評議員の兼職がある	第2項
令和7年4月1日時点の役員・評議員で、任期満了が令和7年4月1日～令和7年6月頃（定時評議員会）までの者がいる	第3項
全ての法人が記載必須	第4項前段
令和7年4月1日時点の役員・評議員で、任期満了が令和9年6月頃（定時評議員会）より後の者がいる	第4項後段
令和7年4月1日時点の役員・評議員の解任をする場合に、解任手続を新寄附行為ではなく現在の寄附行為の規定により行うこととしたい	第5項

※ 附則を追加する際は、従前の附則の後ろに追記してください(現附則を削除してはいけません)。

# 標準的スケジュールと 取り組むべき事項について

令和5年度後半から

【学校法人内であらかじめ検討・準備をお願いします】

## 1 「大臣所轄学校法人等」への該当の有無の確認

- 「東京都版寄附行為作成例（暫定版）について」（6P）の基準1及び基準2を満たす法人に該当するかどうかを必ず確認ください。

※ **都知事所轄学校法人の大部分は「大臣所轄学校法人等」に該当しません。**

- **該当する場合⇒**文科省作成の「学校法人寄附行為作成例」及び同解説動画を参考に「大臣所轄学校法人等」として対応すべき必要な事項を確認してください。

...令和7年度の定時評議員会終結時まで、

- ・ 会計監査人（・常勤監事）の設置
- ・ 内部統制システム
- ・ 事業に関する中期的な計画作成 等が必要です。

※ 該当する場合であっても、所轄庁は東京都知事です。

※ 都知事所轄学校法人のうち、該当する（可能性含む）法人については、事前に東京都私学部にご連絡ください。

- **該当しない場合⇒**都版の寄附行為作成例（暫定版）及び解説動画を参考に以下、準備と検討を始めます。

## 2 予算・決算等

- 令和7年度予算は、新たな学校法人会計基準で作成（予定）⇒詳細は後日案内します（令和6年度決算までは、現行の学校法人会計基準で作成）
- 評議員についても報酬等支給基準を策定する。現行の役員報酬等支給基準に加えることも可能

令和5年度後半から

【学校法人内であらかじめ検討・準備をお願いします（続き）】

## 3 役員・評議員等

(1) 現行の役員（理事・監事）及び評議員の

ア任期、①兼職、ウ特別利害関係者の状況を確認してください。

（①ウは令和7年度の定時評議員会終結時以降から対応できるように検討）

□ ア任期について

・来年度の提示評議員会の開催（予定）日を確認します。

・現行の役員及び評議員について、令和7年度の定時評議員会終結時より前に任期が終わる場合に、定時評議員会終結時まで任期を延長するかどうか決めます。

以下、i 及び ii のいずれも、寄附行為附則に規定することで任期延長が可能です。

i) 任期の終わりが法施行日（令和7年4月1日）より前である役員及び評議員

ii) 任期の終わりが法施行日以降で令和7年度の定時評議員会終結時より前である役員・評議員

特に ii) は法施行から定時評議員会終結時までの短期間での選任や解任が避けられるため、任期の延長の取扱いについて、対応を検討してください。

□ ①兼職状況について

□ 兼職者は、理事か評議員かいずれの役職に就くのかを決めます。（退任も可）

□ ウ特別利害関係者の就任制限への対応

→ 国資料29p～33pを参考にご検討ください。

(2) 理事選任機関をどうするかを検討

（i 理事会、ii 理事会、評議員会及び第三者機関、iii 評議員会、iv 第三者機関 等）

(3) 役員・評議員の定数の検討

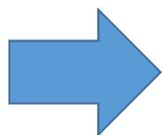
上記(1)及び(3)の検討にあたっては、学校法人内で十分に関係者との意見交換を行い、丁寧な説明を行ってください。特に任期の変更（短縮）に際しては、経過措置を設けて段階的に減らすなど、在任する役員等が意思に反して辞任することのないようにしてください。

## 法施行に対応するための標準的スケジュールと取り組むべき事項について

令和6年6月頃までに

東京都から通知（予定）

- ・ 新たな学校法人会計基準（文科省策定後）やこれに伴う各種対応について
- ・ 都版寄附行為作成例の確定版
- ・ 寄附行為変更認可申請について（必要書類、受付期間等）



寄附行為の変更に係る理事会・評議員会の開催  
（任期の延長等対応が必要な事項も含む。）  
...都への寄附行為変更認可申請の提出に間に合うよう、順次開催してください。

令和6年7月頃から（予定。別途通知）

**寄附行為変更認可申請（東京都へ提出）**

...都が随時審査の上認可します。

令和7年3月頃まで

理事会・評議員会の開催

令和7年度予算（新たな学校法人会計基準にて作成）等の承認  
令和7年度からの各規程類の承認（報酬等支給基準等）

## 令和7年4月1日【法施行】

- ・新たな役員や評議員を選任する場合は、改正後の法にもとづく対応が必要。  
(理事選任機関の開催等)
- ・評議員の選任・解任時には新たに都に届出が必要
- ・法施行後の理事選任機関、事前の意見聴取のための評議員会の開催
- ・令和6年度の決算の監査報告については、事前に郵送することで対応可能です。  
(5月中に監査報告のためだけに評議員会を開催する必要はありません)

## 令和7年6月頃【定時評議員会】

※ 法では、毎会計年度終了後4月から6月までに開催となっておりますが、定時評議員会の報告後の決算書類等の都への提出期限は現在と変わらず原則6月上旬とする予定です。提出期限に間に合う形での開催をお願いします。

### 《定時評議員会》

- ・決算報告（令和6年度）
- ・新監事・新評議員の選任【必要がある場合】

### 《定時評議員会終結時から》

**役員・評議員、運営機関等の体制が改正法に対応したものとなる。**

- (一部経過措置あり)
- (1) 施行時に在任する役員及び評議員の資格・構成についての規定の適用開始
  - (2) 大臣所轄学校法人等に係る規定の適用開始
  - (3) 現に在任する役員・評議員の特別利害関係を有する者の就任制限の適用開始  
(経過措置開始)

## 令和8年度

令和8年6月頃【定時評議員会】

### 《定時評議員会》

- ・新たな学校会計基準による令和7年度の決算報告
- ・新監事・新評議員の選任など【必要がある場合】

### 《定時評議員会終結時から》

現に在任する役員・評議員の特別利害関係を有する者の就任制限について、大臣所轄学校法人等の経過措置の終了

## 令和9年度

令和9年6月頃【定時評議員会】

### 《定時評議員会》

- ・決算報告
- ・新監事・新評議員の選任など【必要がある場合】

### 《定時評議員会終結時から》

- (1) 現に在任する役員・評議員の特別利害関係を有する者の就任制限に係る経過措置の終了
- (2) 施行時に在任している役員・評議員のうち、任期の終期が規定されていない者又は令和9年度の定時評議員会終結時以降である者に係る任期が終了

⇒ 経過措置が終了。以降、全ての学校法人が、改正法の全面適用となる。

# 私立学校法改正・寄附行為作成に かかる説明会

ご清聴ありがとうございました。

- Webアンケートへのご回答をお願いします。
- Webフォームで質問を受け付けています。  
(通知文・概要欄をご覧ください)